

平成27年度県産畜産物の放射性物質検査について

平成27年3月27日
畜 産 課

県産畜産物の安全性を確認するため、平成23年度から原乳及び牛肉の検査を実施していますが、これまでの検査結果や近県の状況等を踏まえ、平成27年度の検査については以下の方法で行い、引き続き安全性を確認していきます。
なお、県産畜産物において基準値を超えた事例はありません。

対 象	26年度	27年度改正点
原 乳	毎月1回、4クーラーステーション（以下「CS」と言う）を対象に検査	2か月に1回、4CSを対象に検査
牛 肉	県の週1回の検査及び生産者のと畜場での検査	県の1か月に1回の検査及び生産者のと畜場での検査

1 原 乳（基準値 50^ベクレル/kg）

（1）検査頻度 県の検査を2か月に1回、4CSを対象に実施

※県内の7カ所のCSのうち、搬入量、搬入市町村数が多いCS2カ所（東部、新県央西部）は、2か月に1回検査を行う。サンプリングは市町村の生産者を幅広く網羅できるよう配慮する。

（2）検査方法 ゲルマニウム半導体検出器（農林総研検査業務課）

2 牛 肉（基準値 100^ベクレル/kg）

（1）検査頻度 県のモニタリング検査：1か月に1回、10頭程度
生産者の自主検査：毎日（肉用牛は全頭を対象）

（2）検査方法 簡易検査：NaI（TI）シンチレーションスペクトロメータ
精密検査：ゲルマニウム半導体検出器（㈱千葉県食肉公社）

<参考>

平成26年3月20日付け厚生労働省医薬食品局食品安全部長発「農畜産物等の放射性物質検査について（通知）」において、千葉県の「原乳」及び「牛肉」については、継続的にモニタリング検査が必要な県から除外されている。